

一般社団法人福岡県助産師会 研究倫理委員会規程

(設置及び目的)

第1条 一般社団法人福岡県助産師会定款第1章4条(5)の規程により、研究倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。本委員会は「助産師の倫理要綱(日本助産師会：助産師の声明8. 専門的知識や技術の発展)」に基づき、以下を目的とする。

(1) 福岡県助産師会の研究倫理審査を実施する。

(委員の構成)

第2条 委員は理事会が指名し、任期は2年とするが、再任を妨げない。委員は、常任理事から1名、開業助産師1名、勤務助産師1名、看護系大学学識者1名の4名、研究対象者の観点も含め一般の立場から意見を述べることができる者1名とする。委員長は委員の互選により選出する。

なお、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(秘密保持)

第3条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報(研究を含む)に関する事項を他に漏らしてはならない。委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報(研究を含む)に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

(倫理審査の対象)

第4条 対象者の条件は助産師であり、公表を前提として実施される研究等を対象とする。

(研究倫理に関する教育・研修)

第5条 申請者等は研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに関する教育・研修を受けなければならない。

- (1) 研究倫理に関するオンライン研修を受講する場合、それらの受講証明書のコピーの提出をもって研究倫理に関する研修会受講証明書に代えることができる。
- (2) オンライン研修に関しては、過去に委員会が主催で実施した講演動画の視聴も認めるものとする。
- (3) 受講証明書の期限は1年とする。
- (4) 委員長は、研究倫理に関する教育・研修の機会を保障しなければならない。

(審査申請の手順)

第6条 申請者は、以下の書類を添えて、電子媒体又は郵送の場合は原本1部、コピー5部を、福岡県助産師会会長へ「レターパック」郵送で提出する。

1. 研究倫理審査申請書(書式1)【必須】
2. 研究計画書(書式2)【必須】
3. 研究協力/公表 依頼書(施設長)(書式3)
4. 研究協力/公表 同意書(施設長)(書式4)
5. 研究協力/公表 同意撤回書(施設長)(書式5)
6. 研究協力/公表 依頼書(研究協力者)(書式6)
7. 研究協力/公表 同意書(研究協力者)(書式7)
8. 研究協力/公表 同意撤回書(研究協力者)(書式8)
9. 研究倫理申請書類一式チェックリスト(書式9)【必須】
10. 研究倫理に関する研修会受講証明書(申請者)【必須】
11. 調査票

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

なお、委員が当該研究等に関するものである場合は、当該委員は当該研究等に関する審査に加わることはできない。また、委員会は、委員以外からの意見等が必要と認めた場合は会議の出席を求め、必要な協力を得ることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は審査で知り得た個人および研究計画等に関する情報を、法令に基づく場合など正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(倫理審査申請の費用)

第9条 申請者が福岡県助産師会の会員の場合は、研究倫理審査申請の費用は無料とする。申請者が福岡県助産師会会員以外の場合は、1申請につき、3万円とする。

(規程の改廃)

第10条 規程の改廃は、倫理委員会の議を経て、理事会の承認を得る。

附則 この規程は、令和4年4月9日から施行する。